

掛川市水道事業管理規程第3号

掛川市水道部管理規程の一部を改正する規程をここに制定する。

平成24年3月30日

掛川市水道事業管理者
掛川市長 松井三郎

掛川市水道部管理規程の一部を改正する規程

掛川市水道部管理規程（平成17年掛川市水道事業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項を削る。

第7条第1項第2号を削る。

別表第1の2の表中

6 病気休暇、特別休暇及び介護休暇	課長	主幹等以下	
7 リフレッシュ制度による職務専念義務の免除	課長	主幹等以下	

を

6 病気休暇、特別休暇及び介護休暇	課長	主幹等以下	
-------------------	----	-------	--

に改める。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。